

国立大学法人北海道大学大学院農学研究院・大学院農学院・農学部と
北海道農政部・水産林務部との農林分野の連携と協力に関する覚書

国立大学法人北海道大学大学院農学研究院・大学院農学院・農学部（以下「甲」という。）と北海道農政部・水産林務部（以下「乙」という。）は、平成16年7月30日に締結した国立大学法人北海道大学、北海道、札幌市、北海道経済連合会及び北海道経済産業局との地域連携協定に基づく連携事項に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が地域連携協定書第2条第3号に掲げる事項について、相互に連携・協力することにより、北海道の基幹産業である農業・林業の活性化と、一層の体質強化に寄与していくことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、本覚書に基づき、次に掲げる事項について、それぞれが有する資源を活用した効果的な取組みを協働で実施するものとする。

- （1）連携会議を設置し、農業・林業の振興と発展、農林業関係者の人材育成等の推進について協議する。
- （2）前号に基づく農業・林業の振興・発展に関する調査、検討、研究及び啓発活動等を行う。
- （3）第1号に基づく農林業関係者の人材育成に関する調査、検討、研究及び啓発活動等を行う。

（期間）

第3条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し特段の申し出がなければ、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議解決）

第4条 本覚書に定めのない事項、または、本覚書の条項の運用にあたり疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を3通作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年6月12日

甲 札幌市北区北9条西9丁目
国立大学法人北海道大学
大学院農学研究院長
大学院農学院長
農学部長

丸谷知子

乙 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部長

竹林孝

北海道水産林務部長

山崎峰男